

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 5 回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理審議会				
事務局 (担当課)		麻溝台・新磯野地区整備事務所 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 5 4 (直通)				
開催日時		平成 3 0 年 1 2 月 5 日 (水) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 1 時 1 0 分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 1 会議室				
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 0 人 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長、他 9 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		議題 (1) 「仮換地の使用収益開始日の通知」については、審議内容が権利者の個人情報に関わる事項に該当するため、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会規則第 8 条により、非公開となります。なお、本審議内容の一部を非公開とすることにつきましては、第 1 4 回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会において、議決されています。				
会議次第		1 議題 (1) 仮換地の使用収益開始日の通知について (諮問) (2) 仮換地指定の効力発生の日等について (諮問) 2 その他				

審 議 経 過

第15回会議が開催された。

主な内容は次のとおり。

(は委員の発言、 は会長の発言、 委員(学識経験者)の発言
は事務局の発言)

1 議題

(1) 仮換地の使用収益開始日の通知について(諮問)

仮換地の使用収益開始日の通知について審議を行い、原案について異議なしとされた。

(2) 仮換地指定の効力発生の日等について(諮問)

事務局より仮換地指定の効力発生の日等について説明を行った。

仮換地指定については、土地区画整理法第98条第3項の規定により、審議会への諮問事項としているが、他都市の事例では使用収益開始日の通知を事務処理上の手続きとして審議会に諮問せずに対応するケースがほとんどである。宅地が利用可能となった時点で速やかに土地所有者に引き渡すことが重要であることから、使用収益開始日を施行者限りで対応しても問題ない。

仮換地指定の効力発生の日等について、同意ということによろしいか。

○異議なし

2 その他

(仮換地指定等の審議について)

次回以降の審議会では、仮換地の指定(第6回)に関する議題を諮問する予定である。仮換地の指定は、個人情報に直接扱うことになるため、会議の公開または非公開を確認したい。

審議内容が個人情報に直接関わることになるため、審議会規則第8条に基づき審議会を一部非公開としてよろしいか。

○異議なし

閉 会

全ての審議が終了し、閉会した。

以 上

土地区画整理審議会 委員名簿

	氏 名	区 分	備 考	出欠席
1	田所 昇司	会長 土地所有者		出席
2	座間 英博	副会長（職務代理） 土地所有者		出席
3	野口 比壽	副会長 土地所有者		出席
4	勝間田 実三	副会長 土地所有者	(株)栄光メディコ	出席
5	横田 廣司	土地所有者		出席
6	先崎 武	土地所有者		出席
7	古橋 裕一	土地所有者	相陽建設(株) 代表取締役	欠席
8	村田 稔	借地権者	出光興産(株)	出席
9	駒形 正三	学識経験者 (土地区画整理士)	街づくりサポート(株) 代表取締役	出席
10	若林 浩之	学識経験者	(株)横浜銀行 相模原駅前支店長	欠席